

～農産物検査証明に関する「皆掛重量」の検査証明が廃止されています～

検査袋の検査証明書から「皆掛重量」を外す変更が必要です。
切替期限：令和5年8月まで

○「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」において、皆掛重量の検査証明は廃止されます。
(令和3年産米から適用)

○改正規則の施行から2年間(令和5年8月末まで)検査袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合でも、問題とはされず、検査証明された皆掛重量ではなく、当事者の判断で記載された皆掛重量として取り扱われます。

【変更前】

検査証明書		
令和	年産	水稻うるち玄米
銘柄 ○○県産		
正味重量規格 ○kg		荷造り、包装及び左記の 事項を証明する。
皆掛重量 ○kg		



【変更後】

検査証明書		
令和	年産	水稻うるち玄米
銘柄 ○○県産		
正味重量規格 ○kg		荷造り、包装及び左記の 事項を証明する。

検査機関により、一部内容にバラつきがございますので、
詳しくはご利用の検査機関までお問い合わせお願いいたします。

詳しくはコチラ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/attach/pdf/index-2.pdf>